



宮 崎 県 公 報

令和3年4月5日(月曜日) 第 194 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく指定施術者の指定の辞退… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 2	
○救急病院の認定 (3件) …………… (医療業務課) 2	
○救急診療所の認定…………… (“) 2	
○指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) …… (障がい福祉課) 2	
○指定障害福祉サービス事業者の指定 (3件) … (“) 3	
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定…………… (循環社会推進課) 4	
○民有林の保安林の指定予定 (2件) …………… (自然環境課) 4	
○民有林の保安林の指定 (2件) …………… (“) 4	
○保安林の指定予定の通知…………… (“) 5	
○保安林の指定施業要件の変更予定…………… (“) 5	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 5	

○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 5	
○道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 6	
○道路の占有を制限する区域の指定…………… (“) 6	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 6	

公 告

○林業労働力の確保の促進に関する第五期基本計画の策定…………… (山村・材振興課) 7	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 7	
人事委員会規則	
○宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 7	
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 7	
監査委員公告	
○定期監査、随時監査及び行政監査の結果の公表……………10	
○監査結果に基づき講じた措置の公表……………10	
○包括外部監査の結果に関する報告の公表……………10	
○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表……………10	
雑 報	
○企画提案競技公告……………10	

告 示

宮崎県告示第 271号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
都城ドライブスル ー調剤薬局	都城市祝吉町5006番地 1	令和3年3月1日

宮崎県告示第 272号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人高見会 木城クリニック	児湯郡木城町大字高城 3848	令和3年2月28日

宮崎県告示第 273号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第51条第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者は、その指定を辞退した。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	辞退年月日
西森健一 (在宅鍼 灸マッサージ師)	都城市山田町山田9829 -18-5-2	令和3年3月31日
高橋利幸 (在宅鍼 灸マッサージ師)	都城市山田町山田9829 -18-5-2	令和3年3月31日

宮崎県告示第 274号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第4項において

準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社 団森山内科 ・脳神経外 科	都城市南鷹 尾町24街区 20号	森山内科・ 脳神経外科 指定居宅介 護支援事業 所	都城市南鷹 尾町11街区 4号	令和3年 3月31日

宮崎県告示第 275号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指定年月日
小牟田 結香 （都城駅前治療院 ）	都城市小松原町3号6 番地K Tビル1 F	令和3年3月2日
高野 優一 （都城駅前治療院 ）	都城市小松原町3号6 番地K Tビル1 F	令和3年3月2日

宮崎県告示第 276号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日南市立中部病院	日南市大堂津5丁目10番1号

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年3月26日から令和6年3月25日まで

宮崎県告示第 277号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
南部病院	宮崎市大字恒久 891番地14

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年3月29日から令和6年3月28日まで

宮崎県告示第 278号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日之影町国民健康保険 病院	西臼杵郡日之影町大字七折9074番地3
都城市郡医師会病院	都城市太郎坊町1364番地1

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

宮崎県告示第 279号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険諸塚診療 所	東臼杵郡諸塚村大字家代3063番地

2 救急診療所の認定の有効期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

宮崎県告示第 280号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指 定 年月日	事業等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550800108	G I F T P l u s	西都市上町2丁目 58番地	株式会社G I F T	福岡市博多区博多 駅南三丁目22番地 2号第五大西ビル 3 F	令和3年4月1日	放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 281号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指 定 年月日	事業等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4552000350	放課後等デイサー ビスさきがけ	児湯郡新富町富田 西2丁目13	株式会社さきがけ	宮崎市阿波岐原町 2017番地1	令和3年4月1日	放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 282号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4512050545	就労支援事業所ハ ッピーフィールド 都農センター	児湯郡都農町大字 川北字新別府下原 1949-1	株式会社ハッピー フィールド	京都府京丹後市弥 栄町溝谷4749番地	令和3年4月1日	就労継続支援A 型

宮崎県告示第 283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4520600687	すてっぷ	日向市中堀町1丁 目61番地	株式会社C l e a r l i f e	日向市大字財光寺 474番地1	令和3年4月1日	共同生活援助

宮崎県告示第 284号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4522050493	ハートヒルズ高鍋	児湯郡高鍋町大字南高鍋6451番地1	サンプラス株式会社	児湯郡高鍋町大字南高鍋6441番地	令和3年4月1日	共同生活援助

宮崎県告示第285号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定区域	埋立地の区分
都城市蓑原町1626番4、1899番2、1902番1、1902番2、1904番1、1906番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

宮崎県告示第286号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1634-40
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第287号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1634-34、1634-39、1634-131、1634-133、1634-134
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字内野八重1634-131・1634-133・1634-134(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第288号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字増尾乙1783、乙1784、乙1784-2、乙1785-1、乙1792、宇屋根ヶ谷乙2019-1、乙2019-2、乙2022、乙2023-1、乙2023-3、乙2024、乙2029-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第289号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字星ノ

久保5505、5506-1、5506-3、5507-1、5510-3、5511、5513-1、5513-3、5514-1、5514-3、5515-1、5515-3、5516、5519-1、5519-3、5523-1、5523-3、5524-1、5526-1、5526-3、5527-1、5527-3、5528-1、5528-3、5530-1、5530-3、5531-1、5531-3、5533、5538-1、5539-1、5539-3、5540-1、5540-3、5542、5544-1、5544-3、5544-4、5545、5546-1、5546-3、5548から5552まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 290号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字合敷山 10661-3、10661-8、字オヤブ山 10672-7
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 291号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1634-131(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 292号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1381	平野 直樹 日向市東郷町山陰乙2112番地	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	平野 直樹 日向市東郷町山陰乙2112番地
1382	佐藤 正人 延岡市大貫町4丁目2965番地4	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	佐藤 正人 延岡市大貫町4丁目2965番地4

宮崎県告示第 293号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年4月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字中之又字松尾6番3地先から同郡同町同大字同字6番3地先まで	旧	10.5~12.6	22.8
				新	12.3~52.2	22.8

宮崎県告示第 294号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年4月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
237	県道	北方高 千穂線	延岡市北方 町蔵田字境 谷辰 550番 20地先から 同市同町蔵 田同字辰 5 52番19地先 まで	旧	12.0～ 27.7	69.7
				新	19.0～ 42.2	69.7

宮崎県告示第 295号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年4月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
43	県道	北川北 浦線	延岡市北浦 町三川内字 走り水4906 番1地先か ら同市同町 三川内同字 4906番1地 先まで	令和3年4月5日

宮崎県告示第 296号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年4月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字米ノ	令和3年4月5日

			迫6344番7 地先から同 郡同村同大 字同字6345 番6地先ま で
--	--	--	--

宮崎県告示第 297号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年4月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	延岡市細見町3609番5から同市同町 3565番4まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年4月20日

宮崎県告示第 298号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 西山崎一1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市大字郡司分字中ノ迫丙9568番3
2	“ “ “ 丙9539番1
3	“ “ “ 丙9574番
4	“ “ “ 丙9572番
5	“ “ “ 丙9573番
6	“ “ “ 丙9572番
7	“ “ “ 丙9641番2
8	“ “ “ 丙9641番2地先道路敷

9	〃	〃	〃	丙9576番 1 地先道路敷
10	〃	〃	〃	丙9576番 1
11	〃	〃	〃	丙9574番
12	〃	〃	〃	丙9570番

公 告

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定により、林業労働力の確保の促進に関する第五期宮崎県林業労働力確保促進基本計画（以下「第五期基本計画」という。）を定めた。

なお、第五期基本計画は、宮崎県環境森林部山村・木材振興課、宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局において縦覧に供する。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（2級・3級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業地域
宮崎県児湯郡新富町大字三納地先外
- 3 作業期間
令和3年3月22日から令和3年11月10日まで

人事委員会規則

宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公表する。

令和3年4月5日

宮崎県人事委員会委員長 瀨 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第17号

宮崎県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

宮崎県人事委員会事務局組織規則（昭和57年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、事務局に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に定めるとおとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	主幹	[略]	[略]	[略]	主査	[略]	[略]	[略]	<p>第5条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、事務局に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表右欄に定めるとおとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専門主幹</td> <td><u>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専門主事</td> <td><u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	主幹	[略]	専門主幹	<u>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。</u>	[略]	[略]	主査	[略]	専門主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u>	[略]	[略]
職	職務																								
主幹	[略]																								
[略]	[略]																								
主査	[略]																								
[略]	[略]																								
職	職務																								
主幹	[略]																								
専門主幹	<u>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。</u>																								
[略]	[略]																								
主査	[略]																								
専門主事	<u>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。</u>																								
[略]	[略]																								

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮崎県人事委員会事務局組織規則第5条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第32号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第1項及び宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）第41条の規定により地域交通安全活動推進委員として、次のとおり187名を令和3年4月1日付けで委嘱した。

令和3年4月5日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

地域交通安全活動推進委員名簿

番号	氏 名	住 所
宮崎北地区地域交通安全活動推進委員 (31名)		
1	横 山 公 美	宮崎市大字塩路
2	太 田 修 子	宮崎市北権現町
3	小 林 睦 代	宮崎市阿波岐原町鳥居原
4	大 野 守 義	宮崎市下原町
5	岡 元 和 美	宮崎市橋通東
6	日 高 彬	宮崎市池内町立野下
7	吉 岡 洋 次	宮崎市大字島之内
8	渡 辺 嘉 隆	宮崎市佐土原町上田島
9	佐 藤 徳 雄	宮崎市大島町原ノ島
10	荒 川 幸 子	宮崎市橋通東
11	久 吉 勝 幸	宮崎市瓜生野
12	山 口 恵 造	宮崎市佐土原町下田島
13	古 賀 恵 子	宮崎市宮田町
14	外 山 一 利	宮崎市大字大瀬町
15	藤 澤 義 人	宮崎市松山
16	田 中 誠	宮崎市大字新名爪
17	下 田 研 士	宮崎市宮崎駅東
18	小 倉 悦 子	宮崎市昭和町
19	古 澤 末 紘	宮崎市神宮西
20	股 野 昭 子	宮崎市平和が丘北町
21	川 越 武 男	宮崎市大字堤内
22	山 鹿 素 幸	宮崎市佐土原町上田島
23	鮫 島 博 男	宮崎市松橋
24	吉 岡 潤 朗	宮崎市佐土原町下田島
25	兒 玉 真 治	宮崎市大字島之内
26	安 藤 久 男	宮崎市山崎町上ノ原
27	鶴 森 和 憲	宮崎市佐土原町東上那珂
28	宮 原 建 樹	宮崎市佐土原町下田島
29	河 村 光 一	宮崎市昭和町
30	小 島 通 史	宮崎市稗原町
31	藤 田 博 嗣	宮崎市大字大瀬町
宮崎南地区地域交通安全活動推進委員 (18名)		
32	河 野 利 昭	宮崎市大字熊野
33	中 川 一 夫	宮崎市大塚台西
34	山 下 元 義	宮崎市大字赤江
35	松 下 進 一	宮崎市月見ヶ丘
36	大田原 素 實	宮崎市大字小松
37	日 高 成 子	宮崎市大字熊野
38	前 田 久 育	宮崎市田野町甲
39	延 原 一 夫	宮崎市生目台東
40	櫛 間 育 代	宮崎市大字恒久
41	西 原 浄 子	宮崎市大塚台東
42	中渡瀬 瑞 代	宮崎市月見ヶ丘
43	桑 本 エイ子	宮崎市清武町今泉甲
44	長 友 睦 子	宮崎市大字熊野
45	甲 斐 孝 子	宮崎市大字恒久
46	米 良 久 美	宮崎市大塚町横立
47	高 妻 江里子	宮崎市大字鏡洲
48	森 茂	宮崎市月見ヶ丘
49	島 田 美紀子	宮崎市清武町加納乙

番号	氏 名	住 所
日南地区地域交通安全活動推進委員 (12名)		
50	渡 邊 倫 章	日南市北郷町北河内
51	渡 邊 豊志美	日南市西弁分
52	田 吉 啓 泰	日南市大字益安
53	川 口 一 二 三	日南市大字酒谷甲
54	池 田 柳 太 郎	日南市大字萩之嶺
55	杉 富 正	日南市吾田西
56	後 藤 文 良	日南市大字楠原
57	米 良 浩 之	日南市大字宮浦
58	後 藤 逸 郎	日南市瀬貝
59	川 越 紘 義	日南市大字板敷
60	石 倉 守	日南市南郷町湯上
61	森 建 夫	日南市貝塚
串間地区地域交通安全活動推進委員 (6名)		
62	古 川 義 三	串間市大字南方
63	内 田 謙 吾	串間市大字西方
64	三 好 多美雄	串間市大字西方
65	兒 玉 裕 二	串間市大字西方
66	阿 萬 光 弘	串間市大字市木
67	前 田 忠 利	串間市大字串間
都城地区地域交通安全活動推進委員 (30名)		
68	鬼 束 利 男	都城市安久町
69	深 港 清 美	都城市広原町
70	鍋 倉 幸 一	都城市北原町
71	中 馬 久 徳	都城市鷹尾
72	尾 堂 孝	都城市美川町
73	和 田 彰 一	都城市乙房町
74	宮 留 三 朗	北諸県郡三股町大字樺山
75	宮之原 博	都城市高城町桜木
76	中 山 恵 子	都城市梅北町
77	佐土平 澄 則	北諸県郡三股町大字五本松
78	原 田 恵 子	都城市上東町
79	岩 佐 法 雄	都城市早鈴町
80	小田原 司	都城市高崎町笛水
81	大 工 紀 章	都城市下川東
82	永 友 幸 哉	都城市高崎町大牟田
83	久 保 田 勝	都城市郡元
84	下 川 光 男	都城市高城町石山
85	中 原 誠 一 郎	北諸県郡三股町大字樺山
86	岩 元 定 男	都城市東町
87	小 松 房 人	都城市早水町
88	松 山 千 枝	都城市中原町
89	堀 内 慶	都城市南鷹尾町
90	福 島 真 吾	北諸県郡三股町大字樺山
91	川 越 正 美	都城市山之口町花木
92	平 嶋 弘 平	都城市前田町
93	新 森 国 弘	北諸県郡三股町大字蓼池
94	別 府 悟	北諸県郡三股町大字餅原
95	楳 所 信 博	北諸県郡三股町大字餅原
96	箕 輪 一 男	都城市上水流町
97	永 山 透	都城市南横市町

小林地区地域交通安全活動推進委員 (10名)		
98	溝 口 誠 二	小林市北西方
99	平 川 軍 二	小林市南西方
100	内 一 幸	小林市北西方
101	清 水 公 雄	西諸県郡高原町大字後川内
102	横 山 章 司	小林市須木中原
103	伊 藤 榮三郎	小林市堤
104	國 生 眞由美	小林市南西方
105	西 山 洋 子	小林市水流迫
106	黒 木 美 穂	小林市堤
107	加 藤 シゲ子	小林市野尻町東麓
えびの地区地域交通安全活動推進委員 (6名)		
108	赤 川 一 郎	えびの市大字小田
109	野 田 勤	えびの市大字末永
110	金 丸 重 年	えびの市大字原田
111	上 原 康 雄	えびの市大字大河平
112	吉 田 勉	えびの市大字小田
113	白 石 郁 文	えびの市大字岡松
高岡地区地域交通安全活動推進委員 (7名)		
114	松 浦 正 明	東諸県郡綾町大字入野
115	三 好 幹 夫	宮崎市高岡町五町
116	山 口 孝	東諸県郡国富町大字八代北俣
117	緒 方 貢	東諸県郡国富町大字本庄
118	杉 元 憲 司	宮崎市高岡町内山
119	那 須 眞由美	東諸県郡国富町大字宮王丸
120	中 村 文 明	東諸県郡綾町大字入野
西都地区地域交通安全活動推進委員 (7名)		
121	酒 井 良 子	西都市大字鹿野田
122	市 川 春 男	西都市上町
123	中 武 正 文	児湯郡西米良町大字村所
124	斉 藤 良 美	西都市大字藤田
125	成 合 三 明	西都市大字三宅
126	江 藤 義 郎	西都市右松
127	奥 口 一 人	西都市大字右松
高鍋地区地域交通安全活動推進委員 (12名)		
128	友 草 孝 一	児湯郡高鍋町大字北高鍋
129	黒 木 元 實	児湯郡都農町大字川北
130	西 村 佳 之	児湯郡川南町大字川南
131	高 穂 京 子	児湯郡新富町大字新田
132	塩 月 一 男	児湯郡都農町大字川北
133	岩 本 嘉 之	児湯郡高鍋町大字高鍋町
134	黒 木 幸 子	児湯郡川南町大字川南
135	緒 嶋 重 秋	児湯郡木城町大字椎木
136	山 崎 洋	児湯郡高鍋町大字南高鍋
137	坂 本 信 子	児湯郡高鍋町大字上江
138	甲 斐 恵 子	児湯郡木城町大字椎木
139	岩 田 博	児湯郡川南町大字川南
日向地区地域交通安全活動推進委員 (17名)		
140	山 塚 賢 二	日向市浜町
141	鈴 木 克 裕	東臼杵郡椎葉村大字下福良
142	黒 木 清 人	日向市大字財光寺
143	河 埜 敏 彦	日向市美々津町

144	三 浦 一 郎	日向市大字平岩
145	森 川 義 勝	日向市大字日知屋
146	黒 木 武 吉	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野
147	落 合 千 里	日向市鶴町
148	黒 木 洋 子	東臼杵郡門川町南町
149	那 須 博 文	日向市東郷町坪谷
150	黒 木 文 子	日向市大字幸脇
151	東 耕 吉	日向市江良町
152	吉 田 耕 一	東臼杵郡門川町平城東
153	平 田 幾次郎	東臼杵郡美郷町田代
154	小 松 雅 彦	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山
155	福 良 信 一	日向市東郷町山陰丙
156	宮 田 武	東臼杵郡美郷町北郷入下
延岡地区地域交通安全活動推進委員 (24名)		
157	加 藤 旺	延岡市緑ヶ丘
158	大 野 康 男	延岡市北方町曾木子
159	角 豊	延岡市出北
160	柴 歳 治	延岡市北浦町市振
161	稲 田 義 美	延岡市大貫町
162	吉 村 三枝子	延岡市塩浜町
163	山 本 諄 一	延岡市緑ヶ丘
164	黒 木 啓 喜	延岡市伊形町
165	富 山 公 瑞	延岡市川島町
166	小 野 剛 希	延岡市山下町
167	後 藤 博 文	延岡市長浜町
168	山 本 盛 男	延岡市平原町
169	鳥 飼 幸 広	延岡市粟野名町
170	岩 切 重 雄	延岡市伊形町
171	永 田 照 美	延岡市北方町蔵田辰
172	森 口 正 輝	延岡市富美山町
173	林 田 タケ子	延岡市塩浜町
174	梶 本 幸 延	延岡市無鹿町
175	兒 玉 勝 正	延岡市北川町長井
176	佐 藤 良 子	延岡市出北
177	富 山 雅 章	延岡市古城町
178	林 田 広 行	延岡市平原町
179	矢 野 純 雄	延岡市北川町川内名
180	梶 原 順 子	延岡市川原崎町
高千穂地区地域交通安全活動推進委員 (7名)		
181	佐 藤 成 志	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内
182	飯 干 徳 男	西臼杵郡高千穂町大字向山
183	富 高 リエ子	西臼杵郡高千穂町大字押方
184	土 持 耕 典	西臼杵郡高千穂町大字岩戸
185	清 田 志徳美	西臼杵郡高千穂町大字田原
186	甲 斐 亮 平	西臼杵郡日之影町大字七折
187	寺 本 俊 文	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき令和 2 年12月14日から令和 3 年3月 9 日までの間に実施した監査（定期監査）の結果、同条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づき令和 2 年11月 9 日から令和 3 年 1 月28日までの間に実施した監査（随時監査）の結果及び同条第 2 項の規定に基づき令和 2 年11月 4 日から令和 3 年 1 月 8 日までの間に実施した監査（行政監査）の結果を、同条第 9 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 5 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
 宮崎県監査委員 安 樂 健 一
 宮崎県監査委員 西 村 賢
 宮崎県監査委員 右 松 隆 央

監査委員公告

令和 3 年 1 月 7 日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 5 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
 宮崎県監査委員 安 樂 健 一
 宮崎県監査委員 西 村 賢
 宮崎県監査委員 右 松 隆 央

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の37第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人坂元隆一郎から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252条の38第 3 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 5 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
 宮崎県監査委員 安 樂 健 一
 宮崎県監査委員 西 村 賢
 宮崎県監査委員 右 松 隆 央

監査委員公告

令和 2 年 3 月30日付けで公表した令和元年度包括外部監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 5 日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦
 宮崎県監査委員 安 樂 健 一
 宮崎県監査委員 西 村 賢
 宮崎県監査委員 右 松 隆 央

雑 報

企画提案競技公告

企画提案競技を次のとおり実施する。

令和 3 年 4 月 5 日

公立大学法人宮崎県立看護大学理事長 藪 田 亨

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県立看護大学基幹システムに係る構築及び保守業務
- (2) 業務内容 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 3 年 8 月31日
- (4) 契約期間 令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月31日まで（60 月）
- (5) 納入場所 仕様書による。

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) この企画提案競技に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 宮崎県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第 2 条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込の者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種の者であり、仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者であること。
 - ウ 業務の実施について、大学からの求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えていること。
 - エ 納入する物品および数量を確実に納入できる者であること。
 - オ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - カ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - キ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者。
 - ク 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - ケ 参加申込の日から契約締結候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
 - コ 政治活動及び宗教活動を目的としない者であること。
 - サ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (2) 企画提案競技に参加しようとする者は、企画提案競技参加申込書に企画提案競技実施要領に掲げる書類を添付して提出しなければならない。なお、企画提案競技者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - ア 提出場所
 宮崎県立看護大学総務課総務経理担当
 宮崎市まなび野 3 丁目 5 番地 1 郵便番号 880-0929
 電話番号 0985 (59) 7700

イ 提出期限 令和3年4月28日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便(一般・簡易)に限る。)によること。

3 企画提案競技説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県立看護大学ホームページ

<https://www.mpu.ac.jp/>

(2) 期間 令和3年4月5日から令和3年5月17日まで

4 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、企画提案競技実施要領で定める企画提案書等を提出すること。

(1) 提出場所 宮崎県立看護大学総務課総務経理担当

(2) 提出期限 令和3年5月18日午後5時(送付にあっては提出期限内必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便(一般・簡易)に限る。)により提出すること。

5 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者、または上記2の要件を満たさなくなった者

(2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

(4) 提出期限までに参加申込書、企画提案書を提出しなかった者

(5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者

(6) 2人以上の代理人をした者

(7) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の逸脱した、又は不明な提案をした者

6 業務契約予定者の決定の方法

参加資格を確認の上、企画提案等の書類をもとに、別に設置する選定委員会を経て業務契約予定者を選定するものとする。

7 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立看護大学総務課総務経理担当

8 見積書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この競争企画提案競技による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) その他、この競争企画提案競技に関する詳細は、企画提案競技説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of good/ service up for bid: Core system machinery (software and hardware) - 1 set (includes supply, installation, adjustment, maintenance, etc. of machinery/ tools)

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m May 18, 2021

(3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Nursing University, 3 - 5 - 1 Manabino, Miyazaki City, 880-0929 Japan. TEL: 0985-59-7700

--	--